

代理人による印鑑登録について ご案内

代理人による印鑑登録の手続についてご案内します。

- 富岡町役場に来庁または電話にてお申し出ください。
- 印鑑登録用委任状を、窓口で配付、または郵送します。
- 代理人は、下記書類等をご用意のうえ、役場窓口で申請してください。

- (ア)登録する印鑑（実印）
(イ)印鑑登録用委任状（登録を希望する本人直筆による）
(ウ)登録者本人の本人確認書類（原本）※
(エ)代理人の本人確認書類
(オ)登録者本人の連絡先（電話番号）

※顔写真入りの本人確認書類をお持ちでない場合は、別途保証人が必要となります。

- ※この時点で、印鑑登録証（カード）の即日交付はできません
- 受付後4～5日程度で、役場住民課より本人宛に「照会回答書」を郵送します。
 - 「照会回答書」に登録者本人が必要事項を記入し、下記書類を準備のうえ、代理人が役場窓口で申請してください。

- (ア)登録する印鑑（実印）
(イ)照会回答書
(ウ)代理人の本人確認書類
(エ)代理人の印鑑（認印可）

※顔写真入りの証明書がない場合

- 顔写真のない資格確認書等では、印鑑登録の手続きはできません。
 - この場合保証人が必要となります。保証人は印鑑登録をしている方で、ご家族やご親戚、友人・知人でも保証人になることができます。
 - 印鑑登録申請書の保証書欄に、保証人の署名及び実印を押印してください。保証人が富岡町に住民票がない方の場合は、保証人の印鑑登録証明書が1枚必要となります。
また、保証人の本人確認書類（運転免許証等）の提示が必要です。
6. 印鑑登録後、印鑑登録証（カード）を代理人にお渡します。印鑑登録証明書が必要な場合は、別途申請してください。

※ ご注意 お渡しする印鑑登録証（カード）は、代理人が受領後、委任の旨を証する書類がなくても印鑑登録証明書の交付ができますので、特にご注意ください。

本人確認書類となる証明書の例

- 顔写真付きの運転免許証、旅券、各種障害者手帳等
- 顔写真のない書類（資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証等）は、2種類以上の提示及び保証人の本人確認書類も必要となります。